

舞鶴市下水道事業経営戦略

団体名： 舞 鶴 市
事業名： 下水道事業（農業集落排水事業）
策定時期： 平成29年1月
計画期間： 平成29年3月～平成38年3月

1. 事業概要

(1) 事業の現況

①施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年4月1日	法適（全部適用・ 一部適用）非適の区分	法非適用（平成30年度か ら適用予定）
処理区域内人口	2,028	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	8	処理場数	8

②使用料（平成28年10月以降）

(税抜)				
用途区分	基本使用料（1月につき）		超過使用料	
			排水量の区分	㎡単価
一般汚水	5㎡まで	720円	5㎡を超え10㎡まで	60円
			10㎡を超え50㎡まで	150円
			50㎡を超え5,000㎡まで	160円
			5,000㎡を超える分	170円
公衆浴場用	100㎡まで	6,220円	100㎡を超える分	63円
条例上の使用料 (20㎡あたり 税込)	平成28年9月まで 4,937円		実質的な使用料 (20㎡あたり 税込)	平成26年度 3,949円
	平成28年10月から 2,721円			平成27年度 4,268円

※ 平成28年10月に使用料改定（定額制から従量制へ）。

※ 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

※ 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③組織

職 員 数	1	事業運営組織	舞鶴市上下水道部
-------	---	--------	----------

(2) 現状分析

農業集落排水事業は、平成6年に着手し、平成24年に8地区全ての事業が完了。水洗化率はいまだ83.7%にとどまっているため、処理人口は減少しているものの、水洗化率は年々向上しており使用料収入も増加傾向にある。平成28年に公共下水道と使用料体系を統合（定額制から従量制に移行）した結果、使用料収入は減少する。

2. 経営の基本方針

様々な経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたり効率的で安定した下水道サービスを提供していくため、経営視点を重視する企業会計方式を導入すべく平成30年度から地方公営企業法を適用。また、下水道施設の長寿命化や、より効率的な維持管理により経費の節減を図る。

3. 投資・財政政策

(1) 投資・財政計画（収支計画） 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

新築家屋等における、下水道接続のための工事費を計上。平成32年度に機能診断を実施し、機能保全計画を策定する。平成33年度以降に機能保全計画に基づき施設の更新を行う予定である。

②収支計画のうち財源についての説明

平成28年度に使用料改定を行い、定額制から従量制に移行したことに伴い、使用料収入が大幅に減額となる。これは「公共下水道と同じ下水道サービスであり、同一使用料体系とすべき」という政策決定に基づき改定したものであるため、使用料改定に伴う収入減分は政策的繰入金として一般会計から財源充当を行う。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については上下水道が組織統合した平成28年度の人件費を基に推計。各処理区別に在る浄化センター及び下水道本管等下水道施設の維持管理費を計上。維持管理費は、平成27年度の実績ベースで算定。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

供用期間が短く機能診断を行っていない三日市・上東・下東地区及び白杉地区の機能診断を実施し、最適整備構想を策定する。

②今後の財源についての考え方・検討状況

平成28年度に公共下水道とその他下水道施設の使用料体系を統一。その結果として使用料収入は大幅に減額となり、一般会計からの繰入が増加する。地方公営企業法適用（平成30年度）後の収支を踏まえて、平成32年度に経営戦略の見直しを行う。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

老朽化した機器等の取替など、適切な維持管理に努めるとともに、人口減少等の社会環境の変化に対応した運転方法の工夫などを行うことで、維持管理費を抑制する。